



岩井よしえ Tel/Fax955-7340 深良 2706-2
(ブログ、ツイッター、YouTube) 岩井よしえ
yosie-820aug@purple.plala.or.jp



岡本かずえ Tel/Fax992-5174 茶畑 854-3E101
(ブログ、ツイッター、YouTube) 岡本かずえ
peace_love_cabird@yahoo.co.jp

明るい裾野

弱いひと 困っているひとの味方ー直線の共産党

困ったことは岡本かずえ、岩井よしえのなんでも相談へ

- ① 最高裁砂川判決(2)
- ② 「すそのピースアワー」に60人
- ③ 東保育園そばでまた溢れました

謀略的計略で生まれた最高裁砂川事件判決(No.2) = 戦争法案合憲の証にはなり得ない =

(寄稿 深良新田 土屋 貢)

明るい裾野 846号で「謀略的計略で生まれた最高裁砂川事件判決 (No.1)」という雑文を掲載しました。1957年7月8日に発生した砂川事件を巡る裁判の経緯についての記述です。今回は一審の無罪判決(伊達判決)を有罪判決に逆転させるための、謀略について私なりの解明に挑戦することにします。

サンフランシスコ条約・日米安保条約は対米従属の条約であった

1952年(S 27)年4月28日、サンフランシスコ平和条約締結と同時に、日米安保条約が締結されました。これで日本が「占領という鎖を断ち切って主権を回復し、完全に独立することができた」と時の自民党吉田政権は大宣伝をしました。日本国内の、アメリカ中心の単独講和ではなくソ連を含全面講和を求める広範な世論を押しつけて締結したのです。ところが実態は主権回復・独立どころか、対米従属と大企業・財界の

横暴な支配を最大の特徴とする体制が確立されたのでした。(サンフランシスコ条約・安保体制の確立)

「アメリカ言いなり」が最高裁判所まで=解禁された米政府の秘密文書で明白に 田中耕太郎最高裁長官(当時)が米大使と密会し判決の見通しを語るという憲法37条違反の行動をとる

私は砂川事件判決が「アメリカ言いなり」の具体的現れの一つではないかという疑問を長い間持っていました。それが2008年(H 20)5月11日号や今年の6月12日号「しんぶん赤旗・日曜版」で一ページを使って大きく報道された米政府の解禁文書の報道を一読してから疑問が確信に変わりました。

秘密文書の中に、伊達判決翌日の1959年

59年の砂川訴訟 解禁文書で判明 08/1/30

3月31日、マッカーサー米駐日大使が藤山愛一郎外務大臣に、「日本政府が迅速な行動をとり東京地裁判決を正すこと」を要求したこと。また同大使は、当時の田中耕太郎最高裁長官とも密会し、田中長官が裁判日程や判決の見通しなどを語った内容をハタ一国務長官に秘密文書として報告していたことが明らかになったのです。

米政府は、日本政府への圧力ばかりでなく、最高裁判決の内容にまで介入していたのです。違憲立法審査権を持ち憲法の番人である最高裁判所が、自ら憲法37条の「公平な裁判を受ける権利」を侵す違憲判決を出したのです。

当時の政治的背景

最高裁は当時3000余の案件を抱えていましたが、砂川事件を最優先にして処理をしたのです。そのため弁護人を被告人一人につき3人以下に制限する決定を下すなど異常な訴訟指揮をとり、アメリカの期待に応え、一審無罪の伊達判決からわずか9ヵ月という異例のスピード審理で判決を出してアメリカの期待に応えました。

一審の米軍駐留違憲・無罪判決(伊達判決)の逆転を急いだのは、この時期、日米安保条約「改定」の交渉が進められていたからです。

当初のもくろみでは、1959年の6月末から7月初旬には交渉を終え新安保条約に署名する予定でした。しかし駐留米軍は違憲という判決が存在したままの「改定交渉」は、国民的な反発必至のため、急いで逆転判決を出す必要に迫られていたのです。そのため、検察は東京高裁へを飛び越えて、異例の最高裁への「跳躍上告」、最高裁はスピード審理で逆転判決を下しアメリカの期待に応えたのです。

最高裁の逆転判決が出るまでの間、新安保条約「改定交渉」が中断されていたことも

一連の秘密文書で明らかになったのです。この交渉中断の理由は、これまでは自民党内の事情のためだと説明されていました。

結局、新安保条約の署名は1960年1月19日になりました。その後、日米両政府の思惑を打ち破るように、歴史的な60年安保闘争が日本全国津々浦々に“療原のごとく”展開されたことは周知の通りです。

新安保条約は不当・不法な国会運営によって国会承認はかろうじて得たものの、アイゼンハワー米大統領訪日阻止、岸首相退陣と憲法改悪の潮流を阻止するなどの成果を上げたのです。

砂川事件の当事者も怒っています

私は国定労働組合の専従役員の経歴を持っていますが、組合活動を始めたのは60年安保闘争からです。従って安保闘争直前の砂川闘争には参加した経験はありません。その後の組合活動の中で砂川事件で逮捕された国労組合委員の5人の人たちとは、長いお付き合いをしてきました。

この逮捕された5人のうち4人は不起訴でしたが、当時国労東京地本本部青年部長だった椎野徳蔵さんが起訴され問題の裁判いかけられ、最終的には罰金刑になりました。

砂川事件は集団自衛権の根拠にならない 砂川事件の再審請求運動

昨年の6月18日付静岡新聞朝刊が、砂川事件・免訴再審請求＝「最高裁判決は公平性を侵害」＝静岡の元被告ら……と言う記事を掲載しました。静岡の元被告というのは静岡市葵区の土屋源太郎さん(80)のことです。

同日付の「しんぶん赤旗」も砂川事件再審を請求＝元被告ら＝“公正な裁判でなかった”の記事を掲載しました。両紙を要約すると、

* 6月17日、東京高裁に一審無地亜判決を破棄した最高裁判決と、差し戻し後の有

根拠に、謀略的策略で出された砂川事件最高裁判決をもちだしていることに強い怒りを込めていることです。

再審請求された人たちの決意に答え、支援するために「伊達判決を活かす会」が組織され再審請求開始決定を求める請願署名運動が展開されています。この署名用紙には、当然のことながら田中耕太郎長官による密会について記述されています。



静岡新聞
2014年6月18日
朝刊より転載

悪天候の中 戦争法反対「すそのピースアワー」に 60人がアピールウオーク

9月13日(日)午前10時から裾野市役所東側の小柄沢公園で、戦争法案反対の「すそのピースアワー」アクションが行われました。主催は市民有志のへ和団体「G-ba (ジーバ)」。

当日の9時頃は豪雨で、中止か、と思われましたが、雨にもかかわらず、傘を差し、カッパを着込んだ参加者が続々集まってきます。悪天候にもかかわらず参加者はなんと60人。戦争法案に対し「なんとかしなければ」と思って行動する人が大勢いることに感動しました。

罪判決が「公平な裁判所」(憲法37条)でなかったとして、再審開始と免訴を請求した。

* 再審請求したのは、土屋源太郎、椎野徳蔵、武藤軍一郎の3氏と元被告の故坂田茂氏の長女和子氏。

* 2008年、国際問題研究者の新原昭治氏らが入手した米政府の解禁文書から、田中耕太郎最高裁長官(当時)が、一審無罪判決後、3回にわたって米国大使や公使と非公式に会談し、裁判の期待や見通しを伝えていたことが明らかになっている。

* 差し戻し後の東京高裁は本来、免訴判決で裁判を打ち切るべきところを有罪判決を出したのは「誤判」としている。

* 貴社会見した元被告らは「(政府・与党は)戦争法案号嫌悪根拠に砂川事件最高裁判決を使っていることへの抗議行動の一環だ(土屋氏)」と強調した、と言う内容でした。

以上が記事の要約ですが、特に注目していただきたいのは最後の記者会見での発言です。

再審請求されたみなさんは、再審請求の決意の中に、政府・与党が戦争法案合憲の



予定通り「はじまりの集会」「アピールウオーク」「まとめの集会」を行いました。

アコーディオンと木の笛の合奏で集会は

始まり、「はじまりの集会」ではみなさんがマイクを握って思いを伝えました。



デモ行進は、狭い裾野市役所外周道路を考慮して歩道を一列になって歩きました。

流れ解散ではなく「まとめの集会」であらためて感想を述べ合いました。

この国・日本で、初めて民衆革命が進行している、その現場に私たちはいる、という歴史的体験でした。「G-ba (じーば)」は戦争法を廃案にするだけでなく、その後の本当に民主的で平和な社会を作るための一助として活動を続けていくと言っています。

開始前です。傘を差して集まってこられる方々に元気づけられました



9月9日の豪雨で東保育園そばの水路がまた溢れました



市内に何カ所かある内水氾濫(洪水)常習箇所のうちの一カ所が中丸の東保育園のすぐ側の水路です。この写真は9月9日9時半頃。ここは以前から市に対処を申し入れていますが根本的対処はされていません。今回も現地を調べに行ってきました。



すると応急処置ですが門の所に堰板(せきいた)を差し込む溝が作られていました。今回は堰板で濁流を防いだとのこと。



堰板の差し込み溝です

茨城の豪雨被害でも感じたことですが、被害による損害と比べれば事前に河川改修をやっておく方が安く済みます。(岡本和枝)